

令和7年度

第11回千葉県農業委員会総会議事録

千葉県農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和8年2月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和7年度第11回千葉県農業委員会総会を千葉県役所高層棟2階XL会議室201・202に招集した。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第4号	農用地利用集積等促進計画（案）の意見について	19件
議案第5号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の 規定による承認申請について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	9件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	21件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	38件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	25件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	4件
報告第7号	賃借料情報の提供について	

<出席委員> (15名)

1番	秋庭重樹	2番	石井一也
3番	小川友安	4番	長谷部衡平
5番	芳澤和哉	7番	横山清亮
8番	槇本泉	9番	佐々木貴史
10番	秋葉重雄	11番	大塚秀行
13番	清宮惠理子	14番	小林直樹
15番	市原律子	16番	高橋芳和
17番	齊藤憲次		

<欠席委員> (2名)

6番	小島英男	12番	脇田章子
----	------	-----	------

<事務局説明員>

事務局長	渡部義憲	次長	森田悟
次長補佐	有富裕和	農地活用班長	小野澤淑子
農地保全班長	黒川聖治	農地審査班長	森末豪
農地指導班長	田中正直		

議長 (長谷部会長)	<p style="text-align: center;">開 会 (午前10時00分)</p> <p>ただいまより、令和7年度第11回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中15人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p style="padding-left: 40px;">議席番号 16番 高橋 芳和 委員 議席番号 17番 齊藤 憲次 委員</p> <p>のご両名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
事前審査第1班 (小林班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料1ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区下泉町に在住の方が、義務者であります同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>次に第2項です。</p> <p>お手元の資料2ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります東京都国立市に在住の方が、義務者であります若葉区和泉町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>申請者は千葉市に地縁がある方で、市内に農業用倉庫もあり農業を行っているとのことです。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>次に第3項です。</p> <p>お手元の資料3ページをご参照ください。</p>

事前審査第1班 (小林班長)	<p>本案件は、権利者であります緑区あすみが丘9丁目に在住の方が、義務者であります、同区あすみが丘8丁目に在住の方が所有する同区小食土町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、スイートコーン、白菜を予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
橋本委員	<p>1項及び2項の所有権移転の売買単価について、このようなものは低額譲渡と言われまして、いわゆる時価等売買価格の差額が、贈与があったということで、買主の方に贈与税が、課税される例があります。</p> <p>事務局が今までの取引事例の中で、その辺をどのように把握してるのか、教えてください。</p>
事務局	<p>詳細はわかりませんが、おそらくこの方もなかなか耕作ができず、手放したいとのことで価格が下がってしまったっていうことも要因としてはあるのかと思います。</p>
橋本委員	<p>わかりました。</p> <p>次に3項について、なぜ農地中間管理事業ではなく農地法3条で賃借をしたのか教えてください。</p>
事務局	<p>窓口で申請なり相談があった際、賃借権設定の場合は、農地中間管理事業の賃貸借できないかという説明をしておりますが、この方についてはその賃借権の設定期間が5年未満という形で、農地中間管理事業を使えないという形だったので、農地法3条の適用という形になります。</p>
橋本委員	<p>ちなみに、その借地期間は何年でしょうか。</p>
事務局	<p>申請書は1年という形ですが、1年ごとにいろいろ見直して更新していきたいと話しています。</p>

橋本委員	市民農園を閉鎖したためということで義務者がやってるんですけど、市民農園を復活してるということではないのでしょうか。
事務局	もともとこの場所が市民農園を開設されて他の方がいろいろ利用されてたのですが、そこの市民農園が閉鎖されてしまって、義務者の地権者の方では耕作できないので、新たにこの権利者の方が3条で耕作するという形になっております。
橋本委員	了解しました。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	—— 挙手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号について許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (小林班長)	ご説明いたします。 議案書3ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料4ページから6ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。 本案件は、申請地を保育所用地とするものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジの南東に約500メートルに位置する農地です。 農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内にインターチェンジと保育所があることから第3種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂等の流出を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設で処理後、側溝に接続します。 事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基

事前審査第1班 (小林班長)	準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。
清宮委員	どうして千葉市が畑を持っていたのでしょうか。
事務局	なぜこの農地を持っていたかという経緯の詳細はわかりません。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (小林班長)	ご説明いたします。 議案書の4ページをご覧ください。
事前審査第1班 (小林班長)	第1項です。 お手元の資料7ページから10ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、申請地を資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉市立越智中学校の北東に約500メートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第2項です。

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>お手元の資料11ページから14ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅の南に約1.1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>次に第3項です。本案件は第4項と一体案件ですので一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料15ページから18ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉東インターチェンジの東に約1.5キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>次に第5項です。</p> <p>お手元の資料19ページから22ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉県立泉高等学校の東に約900メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第6項です。</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>お手元の資料23ページから26ページをご参照ください。 本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、中野インターチェンジの北東に約1.3キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の7ページをご覧ください。 次に第7項です。 お手元の資料27ページをご参照ください。 本案件は、申請地を駐車場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジの南東に約1キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、水道管、ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に特別支援学校と病院があることから第3種農地と判断しました。 被害防除対策については、ブロックを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第8項です。 お手元の資料28ページをご参照ください。 本案件は、申請地を駐車場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅の南東に約1.3キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、ブロックを設置し、土砂等の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の8ページをご覧ください。 次に第9項です。 お手元の資料29ページをご参照ください。 本案件は、申請地を駐車場用地とするため、所有権の移転をするもので</p>
---------------------------	---

事前審査第1班 (小林班長)	<p>す。</p> <p>申請土地は、千葉県立泉高等学校の北東に約800メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロック、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
清宮委員	<p>第9項について、従業員用の駐車場と書いてあるんですが、そこに止めて、この会社に行くのは考えにくく、他に目的があるのかなと思いました。一方で、この土地をそのまま耕作するのも、難しいかなと思うので、畑を持ってらっしゃる方が、手放したいなという気持ちはよくわかりますけれども、本当に駐車場用地として継続して使われるかは、ぜひ注視していきたいです。</p> <p>これは皆さんにも知っておいて欲しいです。</p>
事務局	<p>確かにヤードが多くあるところですので、農地パトロールなどを通して、駐車場として利用されてるか確認するようにします。もし違う用途であれば指導できるような体制はとっていきたいと思います。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>——— 挙手 ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第3号について、許可と決定いたします。</p>

議長 (長谷部会長)	次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたしますが、第4項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。 それでは、第4項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。
議場	—— 佐々木委員退室 ——
議長 (長谷部会長)	それでは初めに、第4項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。
事前審査第1班 (小林班長)	ご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案についての意見を求められたものです。 意見聴取後、県から権限移譲を受けた市が農用地利用集積等促進計画を認可し、貸借が成立します。 若葉区下田町在住の農家の方が、若葉区富田町在住の方が所有する同区同町の田1筆、面積1,018㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。 事前審査第1班といたしましては、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。
議場	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	—— 挙 手 ——

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第4項については、「意見なし」と決定いたします。</p>
	<p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 佐々木委員入室 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは、第1項から第3項及び第5号から第19項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の畑1筆、面積1,849㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ニンジン、ダイコン、カブ、ナスです。</p> <p>第2項の権利者は、若葉区大宮町に所在のある農地所有適格法人で10年程度、農業に従事し、栽培技術・知識を習得しました。また昨年9月及び11月に就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について審査したところです。資料30ページから35ページもあわせてご覧ください。</p> <p>緑区おゆみ野中央在住の新規就農希望者が、稲毛区園生町在住の方が所有する花見川区内山町の畑1筆、面積1,876㎡に使用賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ラッカセイ、コカブ、ダイコンです。売り先は、しょいかーご、地元スーパーなどを予定しています。</p> <p>次に10ページをご覧ください。</p> <p>第3項は、若葉区中田町に所在のある農地所有適格法人が、同区西都賀在住の方が所有する同区更科町の畑1筆、面積2,110㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は飼料作物です。</p> <p>次に11ページをご覧ください。</p> <p>第5項は、千葉県佐倉市在住の農家の方が、若葉区谷当町在住の方が所有する同区同町の田9筆、合計面積22,010㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。</p> <p>第6項は、緑区大木戸町在住の農家の方が、同区大椎町在住の方が所有する同区大木戸町の畑3筆、合計面積6,941㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ニンジン、キャベツ、ダイコン、ゴボウです。</p>

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>次に12ページをご覧ください。</p> <p>第7項は、緑区大木戸町に所在のある農地所有適格法人が、千葉縣市原市高田在住の方が所有する緑区大野台の畑1筆、面積1,139㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、飼料作物です。</p> <p>第8項から13ページの第10項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>千葉県大網白里市季美の森南在住の農家の方が、緑区上大和田町在住の方、他2名が所有する同区土気町の畑3筆、合計面積12,000㎡に使用賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ソバ、デントコーンです。</p> <p>次に14ページをご覧ください。</p> <p>第11項から15ページの第13項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>この権利者は、農政センターにおいて「千葉市ニューファーマー育成研修」を受け、栽培技術・知識を習得しました。また昨年11月に就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について審査したところです。資料36ページから43ページもあわせてご覧ください。</p> <p>神奈川県川崎市幸区小向西町に所在の新規就農希望者が、緑区平川町在住の方、他2名が所有する同区同町の畑6筆、合計面積11,286㎡に賃借権及び使用賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、イチゴ、サツマイモです。売り先は、直売所、JA出荷などを予定しています。</p> <p>第14項から16ページの第16項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>この権利者は、農政センターにおいて「千葉市ニューファーマー育成研修」を受け、栽培技術・知識を習得しました。また昨年11月に就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について審査したところです。資料44ページから50ページもあわせてご覧ください。</p> <p>緑区誉田町に所在の新規就農希望者が、同区同町在住の方、他2名が所有する同区平川町の畑3筆、合計面積6,048㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年から10年、権利者の作付品目は、ブルーベリー、ミニトマトです。売り先は、JA出荷、直売所、近隣スーパーなどを予定しています。</p> <p>次に17ページをご覧ください。</p> <p>第17項から18ページの第19項は、権利者が同一のため一括して説</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>明します。 緑区おゆみ野南在住の農家の方が、緑区平山町在住の方、他2名が所有する同区同町及び緑区誉田町の畑5筆、合計面積15,701㎡に賃借権を新たに及び再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、スイートコーン、ラッカセイ、キャベツ、ピーマンです。 事前審査第1班といたしましては、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>今回新規就農の方が何人かおられます。農業委員会と農政センターが一体となって、経営開始資金を積極的に周知するべきだと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>千葉市で就農準備会という組織があり、JAや千葉農業事務所、農政センターが加わって、支援内容についてアドバイスをしております。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第1項から第3項及び第5項から第19項について「意見なし」と決定いたします。 次に、議案第5号「都市農地の貸出しの円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について」を上程いたします。 最初に事務局より、事業についてご説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、事務局よりご説明させていただきます。 本案件は、平成30年に施行されました都市農地の貸借の円滑化に関する法律、以下、特定都市農地貸付法と呼ばさせていただきます。 こちらに基づきまして、市民農園の開設に係る特定都市農地貸し付けに係る承認申請があったものでございます。</p>

<p>事務局</p>	<p>最初に、都市特定都市農地貸付法について簡単に説明いたします。 農地法において、市民農園利用者のように、農業者でない者が許可等を利用して農作物を栽培しようとする場合には、農地の権利取得が認められていないことから、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律、というもので、農地を短期間、定型的な条件のもとに貸し付ける場合の特例措置が定められております。 この中でも、特に生産緑地については、特定都市農地貸付という特例措置が定められておりまして、特例措置のメリットといたしまして、生産緑地の納税猶予制度の継続ができる他、一定条件を満たした所有者に対して、主たる従事者証明の発行ができることとなっております。 本日お配りしたこちらのカラーの資料の裏面をご覧ください。 こちらの裏面の真ん中ぐらいから下、都市農地を借りて市民農園を開設したい方へ、というところがございますが、議案第5号では、この(2)貸借の手続きというところの中の③の市民農園開設者からの申請を受け、④の農業委員会の承認ということを皆様にご判断いただくこととなっております。 農業委員会は次の要件に該当すると認めるときに、申請の承認をするものとされております。 ①特定農地の位置や規模から周辺農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと。 ②市民農園利用者の募集及び選考方法が公平且つ適正であること。 ③貸付期間、その他の条件等が適切であること。 ④対象農地において、賃借権等の所有権以外の権利に基づいて、すでに耕作している者がいないこと。 事務局からの説明は以上となりますが、お手持ちの資料は総会后に回収させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。 以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>続いて、事前審査第1班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>議案第5号第1項をご説明させていただきます。 議案書の19ページをご覧ください。あわせて、資料の51ページをご覧ください。</p>
<p>事前審査第1班 (小林班長)</p>	<p>本案件は、申請者であります東京都武蔵野市に本店の所在する法人が、所有者であります稲毛区小中台町に在住の方が所有する同区同町の畑2筆、合計面積862㎡に市民農園を開設しようとするもので、貸付期間は5年、貸付面積は区画あたり6㎡が63区画、区画あたり12㎡が2</p>

	<p>4区画です。なお、専用駐車場等を設置しないため、転用などは行いません。また、資料53ページにありますとおり、農地所有者も見回りや苦情対応等で市民農園の管理に関わります。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、「特定都市農地貸付法」第11条において準用する「特定農地貸付法」第3条第3項に定める要件に該当すると認められることから、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
横山委員	<p>こちらの申請者は、このようなことを生業としている会社のようなのですが、市内でこれまでの実績や今後の進出の予定等をもし把握されていれば教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>市内では、今までこの開設者さんがやられた例はないのですが、船橋市や都内で同じような市民農園を開設されているということを伺っています。</p>
横山委員	<p>今後更に増える可能性はありますか。</p>
事務局	<p>今のところは特に予定しているというのは聞いておりません。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案5号は、承認と決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の20ページをご覧ください。報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地</p>

<p>事務局</p>	<p>の権利を取得した旨の届出があったもので、23ページまでに9件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の24ページをご覧ください。報告第2号</p> <p>「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、26ページまでに21件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の27ページをご覧ください。報告第3号</p> <p>「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の32ページまでに38件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の33ページをご覧ください。報告第4号</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、1件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の34ページをご覧ください。報告第5号</p> <p>「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、25件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の35ページをご覧ください。報告第6号</p> <p>「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、4件ございました。内容につきましては、1月の総会で審議されたもので、1月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>議案書の36ページをご覧ください。報告第7号</p> <p>「賃借料情報の提供について」です。</p> <p>本件は、農地法第52条に基づき本市における賃借料を算出し、毎年、</p>
------------	--

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>情報提供しているものです。 具体的には、昨年令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間に、農地法第3条の許可や農用地利用集積計画の公告が行われたデータなどにより、田・畑別、そして行政区別に10アール当たりの賃借料水準をお示ししたもので、金額は記載のとおりです。 農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、参考として情報提供するものであり、今後、農業委員会だより3月号や農業委員会のホームページなどにより、周知を図って参ります。 なお、中央区、花見川区、稲毛区の田及び中央区、稲毛区の畑につきましては、昨年の事例がないため、表示しておりません。 報告案件につきましては、以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。 ただいまの報告1号から7号に質問のある方はご意見がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p> <p>質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第11回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前11時05分)</p>
-----------------------	---